

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 4 年 3 月 28 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局保険医療部国保健康推進担当課特定健診担当係 電話 011-211-2887

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市国保特定健診、後期高齢者健診及び特定保健指導に係る実施結果データ化業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(4) 履行場所

指定しない

(5) 入札方法

総価で行う。

入札金額は、特定健診、後期高齢者健診、特定保健指導動機付け支援の初回報告及び終回報告、特定保健指導積極的支援の初回報告及び終回報告ごとの単価(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に、仕様書において示した「想定年間データ化件数」を乗じて得た合計金額を記載すること。

また、入札の際には、入札書（別紙 1）に入札内訳書（別紙 2）を添付すること。

なお、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。単価内訳書の記載も同様とする。

契約金額については、単価内訳書に記載された各単価とする。また、支払金額は、各契約単価に当該月のデータ化件数を乗じて得た金額の合計に、消費税及び地方消費税の相当額として 10% 相当額を加算した額とする。（ただし、支払金額の算定に際し、1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30 年～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」に登録されている者であること。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づき入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 個人情報の取り扱いに関して、JISQ 15001 規格に基づくプライバシーマークを取得している、又は情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC 27001 (JISQ27001) の認証を受けていること。

(6) 過去 5 年間全国の市において、本業務と同様の業務について実績があること。

(7) 仕様書等の内容を熟知し業務内容を理解した上で、本告示に示した役務の提供が十分可能であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ

なお、入札説明書等は札幌市のホームページからダウンロードすることができる。

<http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/kokuho/keiyaku.html>

(2) 入札書の受領期限

令和4年4月4日（月）10時00分（送付による場合は必着）

(3) 開札の日時及び場所

令和4年4月4日（月）10時30分

札幌市役所保健福祉局保険医療部事務室（札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所4階南側）

(4) 入札書の提出方法

別紙1及び別紙2の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額に「想定年間データ化件数」を乗じて得た合計金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。